

2012くらしのサポーター通信

注意してください！

ハイライト:

□ 今月のテーマ

・注意してください！

・ご確認ください！
・クーリング・オフ
できるのは？

□ お知らせ

・くらしのサポーター研修会

□ 交流コーナー

□ コラム

霜月～国文祭、○
文化祭、氏神様の秋祭り～

● (独) 国民生活センターから (平成24年11月20日更新)

国民生活センターを名乗り、「過去の被害を取り戻してあげる」

「勧誘電話が来ないように個人情報の登録を取り消してあげる」という電話や「国民生活センターと連携して被害救済にあたっています」などと書かれたパンフレットが送られて来たという相談が寄せられています。

国民生活センターが相談したことのない人に電話を掛け、

- ・「個人情報の登録を取り消してあげる」
- ・「過去の被害を調査している」
- ・「投資被害を返金する」
- ・「被害回復のために電話するように」

などと電話をかけることは絶対にありません。

また、「民間の業者と連携して被害救済を行っている」という事実もありません。

● 消費者庁から (平成24年11月21日公表)

「NPO法人 消費者支援機構」(東京都港区)という適格消費者団体の受けた団体に類似した名称により、「ご連絡【(株)八葉物流の管財業務に関するご報告】」なる文書を送付している者があります。

しかし、そのような名称の適格消費者団体は存在しません。また、そのような名称の特定非営利活動法人(NPO法人)も存在しません。さらに、全国八葉物流(株)に係る破産事件については、既に集結しております。

このような文書を受け取っても、同団体に連絡しないよう御注意ください。



● 県（県民くらし安全局安全衛生課）から （平成24年11月21日公表）

ノロウイルスによる食中毒にご注意ください！

【ノロウイルスによる食中毒とは？】

主な症状は、下痢、吐気、嘔吐、腹痛、発熱等で風邪の症状に似ています。

ノロウイルスは手指や食品などを介して、経口で感染し、ウイルスが体内に取り込まれてから、24～48時間で発症します。

ノロウイルスによる食中毒や感染性胃腸炎は冬場に多く発生する傾向があります。

保育園、学校、福祉施設などで発生した場合には、食中毒の他に人から人への感染（二次感染）も加わり、集団発生につながることもあるので注意が必要です。

【どうやって予防するの？】

〈基本は手洗いです！！〉

トイレの後、調理をする際、食事の前には、特によく手を洗いましょう。

ノロウイルスの場合は、ノロウイルスに感染した人のふん便やおう吐物からの二次感染や、人から人への感染もあります。

ご確認ください！

ハロゲンヒーター、石油ストーブなどの暖房器具を使う季節になりました。

暖房器具による製品事故を防ぐために、現在使っている製品が、社告・リコールの対象製品でないか確認しましょう。社告・リコールの対象製品に該当する製品の場合は、直ちに使用を中止してください。

社告・リコール中の商品は、次の公的機関のホームページなどで公表しています。

また、該当製品の製造メーカー、輸入業者等のホームページでも確認できますが、事業所の倒産等により、ホームページで確認できない場合もあります。

- 消費者庁（リコール情報サイト）

<http://www.recall.go.jp/>

- 独立行政法人製品評価技術基盤機構

<http://www.nite.go.jp/jiko/leaflet/leaflet.html>

- 経済産業省（製品安全ガイド）

http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html

- 独立行政法人国民生活センター（回収・無償修理等の情報）

<http://www.kokusen.go.jp/recall/bunrui.html>

クーリング・オフできるのは？

クーリング・オフできるのは何番でしょうか。但し、契約書面、販売方法には問題がないものとします。答えは、次のページのパソコンのイラストをご覧ください。

- ① 2日前に訪問販売を受け、自宅の庭の工事を契約をした。昨日から工事を始めているが、デザインが気に入らない。
- ② 電話勧誘を受け、1本2万円の健康食品を試しに1本購入した。昨日、商品が届いたので、瓶を開けて少し飲んでみたが苦くて飲めない。
- ③ インターネット通販で高級バッグを購入したところ、昨日バッグが送られて来た。今朝、夫に見せたら似合わないと言われた。ホームページを探したが、どこにも、クーリング・オフや、返品に関することが書かれていない。

【 解 説 】

- ① クーリング・オフ制度は、消費者が契約を結んだ後で冷静に考え直すことができる時間を与え、一定期間内であれば、無理由・無条件で契約を解除することができる制度です。訪問販売であれば、クーリング・オフ期間は、契約書面を受け取った日を含めて8日間です。工事に着手していても、クーリング・オフはできます。
- ② 電話勧誘販売の場合も訪問販売と同じく、契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフが可能です。しかし、今回の「健康食品」のように政令で指定された消耗品については、使用した場合はクーリング・オフができません。この事例の場合は瓶を開けて飲んでいるので、クーリング・オフはできません。但し、書面に「使用するとクーリング・オフができない」という記載がなければクーリング・オフは可能です。
- ③ 通信販売は、訪問販売などと違い、商品を購入する時に不意打ち性がなく、消費者が自発的に購入するので、クーリング・オフ制度はありません。ただ、今回の場合は、返品について記載がないということなので、送料などの負担は必要になりますが、商品到着後8日間以内であれば、契約を解除し、返品することができます。

なお、返品について記載があれば、そのルールに従うことになります。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851
徳島市徳島町城内2番地1
とくぎんモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp
ホームページ
<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム

霜月～国文祭、〇〇文化祭、氏神様の秋祭り～

地区のコミュニティ（市町村の文化協会、公民館など）の文化祭があちらこちらで見られた。地域活動は、高齢化の影響をもろに受けているところも少なくはない。

秋祭りも霜月の中頃にはほとんどの所で終える。一昔前なら、御輿が一気に急坂な階段を昇った、海岸沿いから海に入ったと古老の昔を懐かしむ声が聞こえる。一方、お練りが短くなった（参加人数の減少）、御輿に乗る幼児の少ないことも心配の種である。獅子舞を元気に踊るところもあるが、保存会を作り飛躍するところ、作らねば継続できないところもあるらしい。

国文祭と地域の文化祭の関連を考えるとときでもある。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター研修会

くらしのサポーターの研修会を次のとおり行います。

【 県央部 】

- ・12月13日（木） 午後2時～午後4時
- ・徳島県徳島合同庁舎東会議棟2階A会議室
- ・浜遊亭美波さんの「啓発落語（ある日のうめさん）」ほか

【 県南部 】

- ・12月14日（金） 午後1時～午後3時
- ・南部総合県民局阿南庁舎2階中会議室
- ・浜遊亭美波さんの「啓発落語（ある日のうめさん）」ほか

【 県西部 】

- ・12月20日（木） 午後1時30分～午後3時30分
- ・西部総合県民局美馬庁舎2階中会議室
- ・NPO法人消費者情報ネットによる消費者被害防止のコントほか

※ 申し込みは、【県央部】【県南部】は、12月7日（金）、
【県西部】は12月14日（金）までになっています。



くらしのサポーター担当者より

10月は特に健康食品に関する相談が多く寄せられました。

相談内容は、先月号のサポーター通信「健康食品の強引な電話勧誘にご注意」に掲載した相談事例のとおり、悪質な手口に対する相談が多く寄せられています。

サポーターの皆様と一緒にこうした悪質商法の被害に遭う方が少しでもいなくなるように努力していきたいと思えます。